令和8年熊本地震で被災された皆さまへ

支援制度のご案内

り災証明書の申請はお済ですか？

問税務課 固定資産税係　☎(27)3314

り災証明書とは、災害による被害の程度を市が証明するもので、各種支援制度を受ける際に必要な証明書です。令和８年熊本地震により居住・所有されている建物などに被害があり、申請がまだ済んでいない人は、お早目の申請をお願いします。

証明書の種類

り災証明書

対象	住家・非住家
証明すること	建物の被害の程度
区分	全壊・半壊・一部損壊など

被災証明書

対象	カーポート・車両・家財など
証明すること	災害で被害を受けた事実

申請するには

受付時間	平日 午前9時～午後5時
受付場所	市役所庁舎1階 会議室１
必要なもの	本人確認書類、被害が確認できる写真

現地調査なしで即日交付できる場合があります

建物の被害が軽微で、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という結果に同意できる場合は、現地調査を行わず、り災証明書を即日交付できます。

給付・貸付などの支援

「すまいをどうするか」によって、利用できるお金の支援が変わります。このページでは、皆さまが受けられる主な支援を紹介します。
支援には、もらえるお金（給付）と、借りるお金（貸付）があります。

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊

紫色がついている判定結果が支援の対象です。

令和８年熊本地震義援金　給付

問復興支援室　☎(22)1111(内線953)

令和８年熊本地震により発生した被害に対し、日本赤十字社、共同募金会、および熊本県において募集された義援金（県配分）について、熊本県の配分基準額に基づき、10/9までに住家の「り災証明書」が交付された世帯に申請書を順次発送しています。

10/10以降に住家の「り災証明書」が交付された世帯については、次回の配分以降に順次申請書を発送する予定です。

配分対象及び配分金額

▶人的被害（1人あたり）

死亡者	100万円
重傷者	10万円

※申請にあたっては、市役所１階復興支援室までご相談ください

▶住家被害（1世帯あたり）

全壊	100万円	大規模半壊	75万円
中規模半壊	50万円	半壊	30万円
準半壊	10万円	一部損壊	5万円

※住家被害の対象の世帯には、郵送により申請書を順次送付しています

申請方法（住家被害）

※窓口の混雑を避けるため、できるだけ返信用封筒のご利用をお願いします

▶郵送の場合
同封の返信用封筒に必要書類を添えて郵送

▶窓口の場合
（以下の期間は特設会場で受け付けます。）

期間	11月24日㈫～12月9日㈬
場所	宇土市福祉センター 1階 会議室
時間	平日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

※特設会場の受付期間終了後は、市役所1階復興支援室窓口で受付を行います

詳しくはこちら

被災者生活再建支援金　給付

住宅の被害の程度や再建方法に応じて支給される支援金です。詳細は、お問い合わせください。

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊

詳しくはこちら

※半壊の場合は、やむを得ず解体する場合に対象です

区分	①基礎支援金	②加算支援金		①＋②合計額
全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

※単数世帯（被災時世帯の人数が１人）の場合は４分の３の額

問復興支援室　☎(27)6647

災害援護資金の貸付　貸付

詳しくはこちら

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊

地震により世帯主に負傷または住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。
貸付には申請が必要です。

対象者（※所得制限あり）	世帯主が負傷、または住居（半壊以上）や家財に被害を受けた人
利率	年3%（据置期間中は無利子）
償還期間	10年（据置期間3年含む）
申請期限	令和9年1月29日㈭

問福祉課 福祉政策係　☎(27)3317

災害弔慰金　給付

地震により亡くなられた人のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。支給には申請が必要です。

詳しくはこちら

受給遺族
亡くなった人の死亡当時における
①配偶者、子、父母、孫、祖父母
②兄弟姉妹（同一世帯または同一生計に限る）

支給額

生計維持者	500万円
生計維持者以外	250万円

問福祉課 福祉政策係　☎(27)3317

災害障害見舞金　給付

地震により重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など）を負った人に災害障害見舞金を支給します。支給には申請が必要です。

支給額

生計維持者	250万円
生計維持者以外	125万円

問福祉課 福祉政策係　☎(27)3317

税・保険料・手数料など

区分	支援内容	問い合わせ
税金	申請不要　半壊以上 個人住民税・固定資産税・国民健康保険税について職権により、減免を行いますので、減免申請書の提出は必要ありません。	㊐税務課 ☎(27)3313 ☎(27)3314 ☎(27)3315
上下水道使用料	申請必要 被災し、水道料金などの支払いが困難な人に対して、支払期日の延長や料金の減免などを行っています。 右記連絡先へご相談ください。	㊐上下水道課 お客様センター ☎(22)6633
介護サービス利用料	利用時に申告　半壊以上 サービス利用時・受給時に対象者である旨を申告することで、利用料の支払いが猶予・免除されます。 対象期間:7月28日～令和9年2月末までのサービス分	㊐高齢者支援課介護保険係 ☎(27)3321
国保・後期高齢者医療一部負担金	利用時に申告　半壊以上 受診時に対象者(半壊以上)である旨を申告することで、一部負担金の支払いが免除されます。 対象期間:7月28日～令和9年2月末までの受診分 対象期間中に一部負担金を支払った場合で要件に該当する人には、後日払い戻します。	㊐市民保険課 国保年金係 ☎(27)3312
介護・後期高齢者医療保険料	申請不要　半壊以上 職権により、減免を行いますので、減免申請書の提出は必要ありません。減免を希望されない場合は、ご連絡ください。 ※被災市町村から転入された人は、り災証明書の写しを添付して申請が必要です	▶介護保険料 ㊐高齢者支援課介護保険係 ☎(27)3321 ▶後期高齢者医療保険料 ㊐市民保険課 国保年金係 ☎(27)3312
保育料	申請必要　準半壊以上 対象者は、減免申請書にり災証明書の写しを添付してご提出ください。詳細は、右記問い合わせ先までご連絡ください。	㊐子育て支援課 保育支援係 ☎(27)3323

パスポート発行手数料の免除

窓口で申請　半壊以上

パスポートの発行手数料が免除されます。
※すでにパスポートを申請中の人、オンライン申請は対象外です

㊐市民保険課 市民係 ☎(27)3311

マイナンバーカード再発行手数料の免除

令和8年7月28日以前にマイナンバーカードの交付を受けた人で、地震により紛失・破損した人は、再発行手数料が免除されます。

㊐市民保険課 市民係 ☎(27)3311

住民票の写しなどの交付手数料の免除

住民票をはじめとする、各種証明書の交付手数料が免除されます。
※コンビニ交付では免除の対応はできません

㊐市民保険課 市民係 ☎(27)3311

学用品の支給

申請必要　半壊以上

被災により学用品を失った児童・生徒へ、学用品を現物で支給します。

上限額
小学生 5,800円 / 中学生 6,100円

㊐学校教育課 学務係
☎(22)6500

福祉用具の再給付

申請必要

地震により福祉用具の使用ができなくなった人へ、福祉用具の再給付を行います。
再給付には申請が必要です。

㊐福祉課 障がい者支援係
☎(27)3318

障害福祉サービス、障害児通所利用料の減免

申請必要

地震により被災された人の障害福祉サービス、障害児通所利用料について、減免が受けられる場合があります。減免には申請が必要です。

㊐福祉課 障がい者支援係
☎(27)3318

すまいの支援

全壊　大規模半壊　中規模半壊　半壊　準半壊　一部損壊　水色がついている判定結果が支援の対象です。

修理する、住み替える、解体する。これからの「すまいをどうするか」で、利用できる支援が変わります。

住宅の応急修理

契約・支払いの前にご相談ください

全壊　大規模半壊　中規模半壊　半壊　準半壊　一部損壊

元の住宅に引き続き住むため、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を支援します。

修理期限　令和10年1月27日㈫

詳しくはこちら

限度額

全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊	757,000円以内(税込)
準半壊	367,000円以内(税込)

㊐復興支援室　☎(27)6647

井戸の応急修理

契約・支払いの前にご相談ください

元の住宅に引き続き住むため、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を支援します。

限度額
一世帯あたり　最大757,000円以内(税込)

対象者
井戸が飲用水を得る唯一の手段(水道を利用していないこと)など
※既に修理が完了し、業者へ支払い済みの場合は対象外

詳しくはこちら

㊐環境交通課 環境交通係
☎(27)3316

公費解体受付期限を延長しました。（自費解体を除く）

全壊　大規模半壊　中規模半壊　半壊　準半壊　一部損壊

個人が所有する家屋などまたは中小企業者が所有する事業所などで、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体の申請を受け付けています。

受付期限　令和9年3月31日㈬
受付時間　午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
受付場所　市役所1階

詳しくはこちら

㊐復興支援室　☎(27)6697

賃貸型応急住宅(みなし仮設)

全壊　大規模半壊　中規模半壊　半壊　準半壊　一部損壊

※全壊または半壊以上の被害を受けて解体する世帯などが対象

家賃上限

1人(単身)の世帯	55,000円
2人の世帯	65,000円
3～4人の世帯	95,000円
5人以上の世帯	130,000円

詳しくはこちら

㊐復興支援室　☎(27)6647

災害ボランティアセンターからのお知らせ

宇土市災害ボランティアの申込受付は、**11月13日(金)をもって終了**いたしました。ただし今後も住み続ける予定で、障がいや高齢、疾病などにより、ご自身で片付けができない又は片づけを手伝う人が誰もいないなどの事情があり、片づけが進んでいない場合などはご相談ください。

なお、今後解体予定の場合や今後住む予定がない場合、ご自宅の被災の状況などにより対応ができない場合もございます。

㊐宇土市災害ボランティアセンター
(宇土市社会福祉協議会)
☎(23)3756

暮らしの困りごと、一人で抱えていませんか？

地震で被災された皆さんが、安心してこれからの生活を送れるよう、地域支え合いセンターが生活再建をお手伝いします。

住まい　自宅の修理や再建、今後の住まいについて相談したい
住宅に関する支援制度を知りたい

生活再建　生活費や支援制度、仕事のことを知りたい
今後の生活設計について相談したい

日常生活　健康や福祉、日々の暮らしに不安がある
必要な支援や相談先が分からない

地域・家族　家族のことが心配、近所に気になる人がいる
地域のつながりや見守りについて相談したい

生活支援相談員が皆さまのもとへ訪問又は電話連絡などを行い、お困りごとや必要な支援についてお話を伺います。お気軽にご相談ください。なお、知り得た秘密は厳守します。

㊐宇土市地域支え合いセンター(宇土市社会福祉協議会)
☎(23)3756

農業者・水産業者の皆さまへ

宇土市内に住所があり、農業収入のある農業者向け支援

㊐農林政策課 農林振興係 ☎(27)3325

① 農業用機械・施設の修繕・再取得

被災した農業用機械・施設の修繕・再取得を支援します。基本は修繕（原形復旧）で、機能向上分は自己負担です。自力施工の資材費も対象です。

補助率 最大**9割**
※共済金などを差し引いた額が対象

対象例 トラクター、田植え機、コンバイン、農作業施設、加工施設、農機具格納庫、かん水施設、農業用ハウスなど

※ハウスなどを再建・修繕した場合は園芸施設共済などへの加入が必要です

必要書類
- 被災状況が分かる資料（写真・撮影日時など）
- 修繕に必要な金額が分かる資料（見積書）
- 建て替え・再取得の場合は、修繕が不能であることの証明書など
  ※施設は面積が分かる資料が必要な場合があります

② 農業用施設の撤去

迅速な営農再開のため、農業用倉庫など農業用建築物の撤去について、公費解体で対象とならなかった施設の撤去を支援します。

補助率 最大**8割**

地震による営農相談の窓口

宇城地域振興局農業普及・振興課に、地震により被害を受けた農業者からの営農相談を受け付ける窓口が設置されました。

対象 作物の栽培や農地の復旧に関することなど、営農に関すること全般

受付時間 平日 午前9時～午後5時

相談窓口 宇城地域振興局 農業普及・振興課 ☎(32)0351

水産振興室へご相談ください

対象
地震により、水産物の生産・加工に必要な施設（ノリ乾燥施設など）が被災された人

㊐水産振興室 ☎(27)3326

こども家庭センターへの相談

妊娠・出産、子育て、女性に関する悩みや不安の相談を受け付けています。

相談体制
保健師や子ども家庭支援員などが対応

受付時間
平日 午前8時30分～午後5時15分

場所
福祉センター2階（浦田町44番地）

㊐こども家庭センター ☎(27)3322

健康相談

災害後の避難生活や車中泊などにより、体調に不安を感じている人の健康に関する相談を受け付けています。

- 食事や生活習慣について相談したい
- 不安で眠れない・眠りが浅くなった

※相談内容に応じて、保健師・管理栄養士が対応します

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

お電話や健康づくり課窓口でご相談を受けています。

㊐健康づくり課 健康推進係 ☎(27)3324
㊐健康づくり課 母子保健係 ☎(27)4428

事業者の皆さまへ

中小企業向け支援

宇土市ホームページ 中小企業向け支援一覧

㊐商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328

施設・設備の復旧を支援

事業用の施設・設備の復旧にかかる費用の一部を補助します。

① くまもと事業者再出発支援補助金

対象 中堅企業・中小企業・小規模事業者

補助率 中小企業・小規模事業者 **3/4**
中堅企業 **1/2**

上限額 **3億** ※複数回被災事業者は上限15億（5億円までは10/10定額補助）

サポートセンター

対象 宇土市商工会 2階 会議室（新小路町139）

時間 午前10時～正午、午後1時～5時

電話予約 くまもと事業者再出発支援補助金受付センター ☎096(284)7660

予約受付日時 月曜日～金曜日（祝祭日は除く） 午前9時～午後5時

㊐熊本県 商工振興金融課 ☎096(333)2338

詳しくはこちらから

② 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

対象 小規模事業者

補助率 **2/3**
（複数回被災事業者は10/10）

上限額 **200万円**（直接被害）
100万円（間接被害）

対象経費 機械装置等費、修繕費、広報費、展示会出展費、委託・外注費 など

㊐宇土市商工会 ☎(22)5555

資金繰り支援

① 特別相談窓口

地震の影響による、経営のお困りごとや資金繰り、再建支援などについてご相談ください。

㊐宇土市商工会 ☎(22)5555

② セーフティネット保証4号

地震により売上高などが減少している中小企業の資金繰りを支援する制度です。認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合100％）を利用することが可能となります。

詳しくはこちら

指定期間 令和8年12月17日㈭まで

㊐商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328

③ 中小企業等利子補給金

災害関連の融資制度を利用した市内事業者に対し、融資に係る利子を市が全額補給（年間100万円を上限・36月以内）する制度を創設しました。

詳しくはこちら

㊐商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328

各種相談窓口

宇土市役所で開催中の士業による無料相談

弁護士、司法書士、行政書士などの専門家が、地震被害に関する相談や様々な情報提供を無料で行っています。

相談員	開催日
熊本県弁護士会	毎週火曜日・木曜日
熊本県司法書士会	毎週水曜日
熊本県行政書士会宇城支部	毎週月曜日

※熊本県行政書士会宇城支部は、中小企業向け支援の相談にも対応しています

時間 午後1時～4時

場所 宇土市役所 1階 ロビー

対象者 地震により被災された人およびその家族

費用 無料

予約 事前予約不要（当日受付）

㊐総務課 行政係 ☎(27)3303